

事業者向け支援制度を使おう！（東京都）

公的支援 (給付)	都の休業要請に従い休業・短縮した (4/16～5/6 & 5/7～31)	→ 50万円、営業所複数なら100万円 ①感染拡大防止協力金(都)
	宅配・テイクアウトを始めた	→ 対象経費の4/5・上限100万 ②業態転換支援事業助成金(都)
	月売上が50%減少した	→ 最大で法人200万・個人100万 ③持続化給付金(国)
	月売上5%減&従業員を休業させた	→ 支払った休業手当の最大100% ④雇用調整助成金(国)
	小学校休校に伴い ・従業員に有休を取得させた ・自分の受託業務が出来なかった	→ ⑤その他各種支援制度 支払った賃金額(上限8,330円) 定額4,100円/日(国)
	月売上が30～50%減少(前年同月比)	→ 家賃の最大2/3 ⑥家賃支援給付金
融資	銀行(国・自治体保証あり)、日本政策金融金庫、商工中金など。	
猶予	税金	申告期限延長、売上20%減で猶予、市によって軽減等あり。
	水道料金	最長で4か月猶予。ただし猶予期間後も個別相談可。

☑ 宅配・テイクアウトの注意点

テイクアウトなどを始める際、飲食店が従前の厨房で調理する限り、基本的に別途許可を受ける必要はありませんが(※)、即日消費を徹底するなど、衛生面には細心の注意を。

※販売する食品によっては、飲食店営業許可とは別の許可が必要になる場合もあります。また、移動販売を行うには別途許可が必要です。詳細は保健所にご確認下さい。

☑ 確定申告をしていない方

給付金の多くは確定申告書の提出が必要です。今からでも遅くないので、昨年分の確定申告をお勧めします。その他、必要書類でお悩みの方は遠慮なくご相談下さい。

☑ こんな疑問は弁護士にご相談を

- 家賃を減額してもらえないか、払えなかったら退去させられてしまうのか？
- 休業中や営業短縮中、従業員（正社員・パート）の給与はどうすればよいのか？

【遠慮なくご相談下さい】

弁護士法人子浩法律事務所 弁護士 高橋 孝彰

TEL 050-5361-7388

質問フォーム：<https://tlaw.site/home/taka-hozyoform/>



質問フォーム

※以上は2020年6月29日現在の情報です。最新情報は関係機関にご確認ください。